

みどり通信 8月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第277号 2023. 8. 8

インボイス対応入力セミナー開催！

8月2日に、インボイス対応に向けたセミナーを開催いたしました。
制度開始の10月1日に向けての意識の高まりや、事前準備の必要性が伝わってきました。

大変ご好評いただいた今回のセミナーを
8月23日(水)18:00～開催いたします

詳細は別紙セミナー案内をご覧ください



お申し込み
お待ちしております！



CONTENTS

● ひと言、発言	ワクワクすること	P 1
● 今知っておきたい相続の話	相続人の1人が障害者の場合	P 3
● 税務	従業員の昼食代を会社が全額負担すると	P 7
● 生命保険	三大疾病	P 9
● 「インボイス対応入力セミナー」開催報告		P 11
● 一倉定の経営心得	その49	P 12
● システム	電子取引データ保存の義務化	P 13
	IT導入補助金2023について	P 15
● 事務所からのお知らせ	夏期休業のお知らせ	P 16
● 営業カレンダー		P 16
● あとがき		P 17

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

ワクワクすること…

先日、“積ん読（つんどく）”状態の何冊かの本の中から、1冊の本を取り出してみたところ、案の定、読もうと思ってまだ読んでいない本でありました。パラパラとめくってみると興味深い文章もあるではありませんか。しばし、その本を読み入った次第でありました。

その本のタイトルは、マイク・マクマナス氏著「ソース」。サブタイトルは“あなたの人生の源は、ワクワクすることにある”です。この著書の一番伝えたいことは、「自分の中にある、ワクワクを追求しよう」ということのようにです。

「ワクワク人生を生み出す4つの条件」が書かれていました。

1. 人生のあらゆる面において自分が持つワクワクの「すべて」を見つける。
2. 発見したワクワクは、ひとつ残らず「すべて」、現在の生活に生かす。
3. 自分がワクワクすることを自分自身や人のために無条件に使う。
人のために使うときは、なるべく人知れずこっそりと使う。
4. 1から3までを実行しながら、バランスの取れた生活を目指す。

まずは、自分自身がワクワクすることを発見し、そのワクワクすることを同時に実践することのようです。環境を大きく変えなくとも、一步を踏み出してみることはできるかもしれないということですよね。

本書籍136ページに、「ワクワクを発見する質問（簡略版）」が掲載されていたのでご紹介します。

1. 好きな趣味は何ですか。
2. 戸外でどんなことをするのが好きですか。
3. 誰といるのが楽しいですか。
4. どんな場所にいるのが楽しいですか。それはどこですか？
5. 好きなテレビ番組は何ですか。映画は？
6. 好きな本はどれですか。好きな漫画は？
7. 好きな室内の遊びは？ 屋外の遊びは？

8. 好きなスポーツは何ですか。
9. どんな音楽が好きですか。
10. どの動物またはペットが好きですか。
11. 自分のしたいことを自由にできるとしたら、何をどうしますか。
12. あなたの人生のできごとで、重要なことは何ですか。なぜ重要ですか。
13. いままでで楽しかったのはいつですか。そのとき何をしていましたか。
14. 最高の気分を味わうのはどんなときですか。
15. 何に触るのが好きですか。
16. 何を聞くのが好きですか。
17. 何を見るのが好きですか。
18. いっしょにいて楽しい人のどこ（性質）が好きですか。
19. 小さい頃、何をするのが好きでしたか。中学や高校の頃は？現在は？
20. どこでも好きなところに行けるとしたら、どこに行きたいですか。
21. 乗り物では何が好きですか（車、船、汽車、飛行機、馬など）。
22. 何かを変えることができるとしたら、何を変えたいですか。
23. 親友は誰ですか。
24. これがあればとっても幸せになれるんだが、と思うものはなんですか。
25. あなたが夢中になっていること、好きでたまらないものはなんですか。
26. どんなときに、すべてがうまくいって満足だ、と感じますか。
27. これまでの人生を振り返って、心がゆったりと落ち着いて平和な気分を味わったのはいつですか。そのとき何をしていましたか。

ぜひ、ワクワクすることを実践して人生においても仕事においても充実したものにしたいものですね。

そうそう、山名裕子氏著『幸せを引き寄せる「口ぐせ」の魔法』に、次のように書かれていたのを思い出しました。

・・・心の中で「ワクワクする！」と思うことはあっても、なかなか声に出さない方が多いと思いますが、声に出すことで脳に印象づけられ、ワクワク感や楽しい想いを周りと共有することでさらにワクワクが高まり、強く記憶に植え付けられます。楽しい気持ちは抑えず声に出し、周りと共有したほうが断然プラスですよ・・・

「ワクワクします！」は、相手を尊重し、感謝する言葉・・・だそうですよ！

税理士 山 口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の8月8日掲載のものです。

相 続

今知っておきたい相続の話

その34『相続人の1人が障害者の場合』

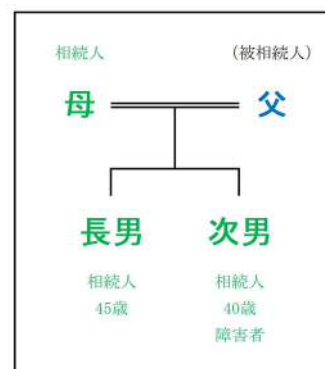
<Q>

先月、父が亡くなりました。
相続人は、母と私たち子供2人ですが、次男は障害者です。
障害者が相続人の場合、相続税が軽減されると聞きましたが、お教えてください。

<A>

障害者の方が相続人である場合、相続税額を一定額減額できる「障害者控除」という制度が設けられています。

これは相続税の負担が、障害者の生活にまで影響を及ぼすことを防止するために設けられた制度です。



1. 相続税の控除額の計算方法

具体的に相続税がいくら減額されるかについては、障害者の方が財産を相続したときの年齢及び障害の等級に応じて異なります。計算方法は次の通りです。

【障害者控除の減額計算】

相続した年齢から85歳に達するまで、1年あたり10万円（特別障害者の場合には20万円）減額できる仕組みです。

● 一般障害者の場合 $(85\text{歳} - \text{相続開始時点の年齢}) \times 10\text{万円}$
 $(85\text{歳} - 40\text{歳}) \times 10\text{万円} = 450\text{万円}$

● 特別障害者の場合 $(85\text{歳} - \text{相続開始時点の年齢}) \times 20\text{万円}$
 $(85\text{歳} - 40\text{歳}) \times 20\text{万円} = 900\text{万円}$

2. 一般障害者とは

身体障害者手帳上の障害等級が3～6級又は精神障害者保健福祉手帳上の障害等級が2級もしくは3級などの相続人です。

3. 特別障害者とは

身体障害者手帳上の障害等級が1級又は2級もしくは精神障害者保健福祉手帳上の障害等級が1級などの相続人です。

4. 適用要件

障害者控除が適用される要件としては、以下の4要件に該当することが必要です。

- (1) 相続または遺贈により財産を取得すること
- (2) 法定相続人であること
- (3) 相続開始日に障害者であること
- (4) 相続開始日に日本国内に住所があること

5. 扶養義務者から控除も可能

上記の計算式を用いて計算した減額できる金額が、障害者本人の相続税額より大きい場合、減額できる金額の全額を引き切れなかった場合には、その引き切れない金額を、他の相続人でその障害者の扶養義務者の相続税額から減額することができます。

6. 障害者手帳を持っていなくても

適用要件の障害者に該当するかどうかの判定時期は、相続開始の日です。この時点で、障害者手帳を所有していない場合でも

- ① 相続税の申告書を提出する時点で、障害者手帳の交付を受けている
又は障害者手帳の交付申請をしていること
- ② 医師の診断書により、お亡くなりになった日において、障害者手帳の交付を受けることができる程度の障害があったと認められる者であること

といった場合には該当します。

7. 療育手帳も該当

適用要件の障害者には、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳を所有している方のほか、療育手帳を所有している方も含まれます。

一般的には、特別障害者にあたる重度の方をA、一般障害者にあたる軽度の方をBと区分しますが、運用が各自治体に委ねられていることから、独自の区分が存在する自治体もありますので、障害者控除を適用する場合には、事前に区分を確認する必要があります。

※ 1 障害者控除は、税額控除のため、大幅な税負担の軽減となりますので、適用忘れのないようにしたいものです。

※ 2 相続人である障害者から控除し切れなかった金額については、他の相続人でその障害者の扶養義務者の相続税額から減額することができます。ただし、その障害者が財産をまったく相続していない場合は他の相続人から控除することはできないことに留意する必要があります。

障害者である方に全く財産を相続させないとした場合、障害者控除の適用を受けることはできません（障害者控除の適用を受けるのであれば、少ない額でもいいので、障害者である相続人が財産を相続する必要があります）。

詳しいことは、当事務所にお気軽にお問い合わせください。



従業員の昼食代を 会社が全額負担するとどうなるのか

会社が福利厚生の一環として従業員のお昼代を全額負担した場合、その負担した金額はお給料とみなされます。お給料としてみなされると、お金を支払っていないだけでも従業員の税金が増えることになります。

これは「現物給与」という考え方です。実際にお金を渡していなかったとしても、「食事代」というお金に代わる利益を与えているため、税金が発生することになります。実質的にお給料を支払っているとみなされるのです。

お給料とみなされると、そこから源泉所得税を徴収しなければなりません。源泉所得税は従業員が負担する税金であるため、従業員が支払う所得税が増加します。

従業員のために良かれと思って負担していた昼食代が、逆に従業員の税負担を重くすることになってしまいます。

■給与課税されないための対処法

給与課税されないためには、次の2つの要件をどちらも満たす必要があります。

- ① 従業員が食事代金の半分以上を負担していること。
- ② (食事の価額) - (従業員が負担している金額) が、1ヶ月当たり3,500円(税抜)以下であること

■具体的な計算方法

※ 消費税を考慮すると非常に複雑になるので、全て税抜として計算しています。

【例1】 1食:500円 勤務日数:20日 従業員負担:400円

①の要件

$$500円 \times 1/2 = 250円 \leq 400円 \quad \therefore \text{満たす}$$

②の要件

$$(500円 \times 20日) - (400円 \times 20日) = 2,000円 \leq 3,500円 \quad \therefore \text{満たす}$$

⇒給与課税はされない。

【例2】 1食:500円 勤務日数:20日 従業員負担:300円

①の要件

$$500円 \times 1/2 = 250円 \leq 300円 \quad \therefore \text{満たす}$$

②の要件

$$(500円 \times 20日) - (300円 \times 20日) = 4,000円 \geq 3,500円 \quad \therefore \text{満たさない}$$

⇒給与課税される。

上記の例で見ると、どちらの例も①の要件は満たしていますが、例2では②の要件を満たすことができませんでした。

つまり、お昼代の半分を会社が負担してあげれば良いと考えてしまうと②の要件を満たせなくなる可能性があります。

そのため、「月額3,500円を上限」として、お昼代の半額を会社が負担してあげる」と考える必要があります。

このように一部を負担してあげることで従業員に税金がかかってしまうことを防ぐことができます。

担当：堀内 勇一

今回のテーマ

『三大疾病』

今回は、いわゆる三大疾病についてお話ししたいと思います。

三大疾病とは、

「がん（悪性新生物）」

「心疾患（急性心筋梗塞）」

「脳卒中」

のことで、日本人の死因のうち上位を占める病気です。

それぞれの病気の特徴について見てみましょう。

■がん(悪性新生物)

がんは、体の中で発生したがん細胞が増殖していき、体に害を与える病気です。

代表的なものでいえば「胃がん」「大腸がん」「肺がん」「乳がん」「子宮がん」などが挙げられます。現在、日本人の2人に1人が罹患すると言われています。

■心疾患(急性心筋梗塞)

冠動脈（血液を供給する管）に動脈硬化などが起こることで心筋に酸素が流れなくなり、心臓の機能が停止してしまう病気の総称です。

心疾患のなかでも深刻なのが「急性心筋梗塞」です。急性心筋梗塞は、その冠動脈が急に閉塞し、血液（酸素と栄養）を失った心筋（心臓の筋肉）が徐々に弱っていき、最終的に心臓が壊死してしまう、という病気です。

■脳卒中

脳卒中とは、特定の病気を指す言葉ではありません。正式には「脳血管障

害」という名称で、何かしらの脳の血管の障害によって引き起こされる様々な病気の総称です。

脳卒中は、その原因が「血管が詰まったのか?」「血管が破れたのか?」によって、大きく 2 つに分けることができます。具体的な病名としては、前者は「脳梗塞」、後者は「脳出血」「くも膜下出血」などです。いずれも脳の一部に血液が行きわたらなくなり、その部位が壊死してしまう、という点是一緒です。

脳は部位によって様々な働きをしていますから、壊死した部位に応じて現れる後遺症は変わってきます。

たとえば、言語機能を司る部位がダメージを受ければ言葉がうまく喋れなくなりますし、運動機能を司る部位がダメージを受ければ手足を自由に動かすことが難しくなります。そして、認知機能を司る部位がダメージを受ければ、認知症のような症状が現れることもあります。

このような三大疾病も、現代の医療技術の発達により治療で治る可能性も大きくなってきています。しかし、治療は長期間に渡る可能性がありますし、治療費等の負担や、経営者であれば特に会社の売上等への影響が大きく懸念されます。

そのような万が一の場合のリスクに備えて必要な保障をご準備頂くことをおすすめいたします。

弊社では複数社の保険会社の保険商品を取り扱っております。

死亡保障は十分備えているが、上記のように病気治療・療養で普段のように働けなくなった場合の保障は十分ではないという方はぜひ今一度ご自身の保障を見直して頂くキッカケにして頂ければ幸いです。

ご相談は弊社もしくは担当者まで、いつでもお気軽にお問い合わせください。

伊藤 寛峻

8月2日開催 「インボイス対応入力セミナー」開催報告

令和5年8月2日14:00より標記のセミナーを開催し、17社19名の方に参加していただきました。
セミナー内では、ワークにも取り組んでいただき、弊社職員と共にインボイスの判定、課税区分の判定、仕訳入力方法を確認していただきました。
また、システムのインボイス対応のチェック機能についてもお伝えさせていただきました。



セミナーの様子

参加者アンケートの回答内容

- ・本で勉強していてもなかなか分かりませんでしたが、説明を聞いたり、自分でトライしたりして良かったです。
- ・わかりやすく説明をしてもらったので、今はわかりました。10月までに資料をみて準備を進めたいです。

セミナーを開催してみても

セミナーの中で、実際に書類がインボイスであるかを判定していただきました。今回のセミナーで使用したものは一例であり、実務ではさまざまな様式が存在し、参加の皆さんが自社の書類をイメージされ、「この場合は?」「この表現で良いの?」等の質問をいただきました。改めて、10月1日までに、確認と準備をすることが大切だと感じました。

さらに、仕訳を入力する際の注意点を確認させていただき、システムのインボイス対応についてもお伝えさせていただきました。システムのチェック機能を有効に使うためにも、こちらも事前の準備と設定が重要です。

次回開催予定

大変ご好評いただいた今回のセミナーを
8月23日(水)18:00～開催いたします!
詳細は別紙のセミナー案内をご覧ください。
お申込みお待ちしております!



セミナーでのワークの様子



同封資料のご案内

受取(仕入)インボイスについて記載されたOFFICE・NEWSを今回同封させていただきます。社内での情報共有等にご活用いただければと思います。

セミナー担当 大橋裕也

一倉定の経営心得シリーズ

その四十九

商品の性格によつて売り方が違う。

商品には、いろいろな性格がある。そして、その性格によつて売り方が違うのである。それをよく心得ておくことが販売戦略を立てる上で重要なことである。

商品の性格の分類法はいろいろある。その中で、販売方式の違いを知るには、生産方式の違いで分類するのが最も分かりやすい。生産方式を大分類すると、個別生産、多量生産、装置生産の三つになる。：

しかし、現実には少量生産という方式もあり、それが需要増大で中量生産になることもある。同一の商品でも個別受注生産から規格品の見込生産に移行する場合もある。そのような状況の時にも、常に考えなければならぬのは「生産方式によつて販売が変わる」ということである。

システム 1

～電子取引データ保存の義務化～

電子取引データ保存の義務化の宥恕措置が令和5年12月31日で終了し、**令和6年1月1日から電子取引データの保存を実施しなくてはなりません。**

保存しなくてはならない電子取引データとは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

一見わかりにくいですが、紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データを保存しなければならないということです。

電子データで授受した取引情報をデータ保存する際は、「真実性の確保」と「可視性の確保」が必要です。

- ・「真実性の確保」：保存したデータが削除・改ざんされていないこと
- ・「可視性の確保」：保存したデータを検索・表示できるようにすること

●真実性の確保(以下のいずれかの要件を満たすこと)

1. タイムスタンプが付されたあと、取引情報の授受を行う。
2. 取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付するとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく。
3. 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステムまたは記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う。
4. 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に沿った運用を行う。

●可視性の確保(以下の3つの要件を満たすこと)

1. 関係書類の備え付け
電子計算処理システムの概要を記録した書類の備え付け
2. 見読性の確保
電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電子取引データをディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと。
3. 検索機能の確保
 - i. 取引年月日、その他の日付、取引金額その他の主要な項目を検索条件として設定できること
 - ii. 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
 - iii. 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること。

真実性の確保では、事務処理規程を定める方が多いかと思います。
国税庁のHPにて、法人、個人事業主それぞれの事務処理規程のサンプルがござ
いますので、ご確認下さい。

可視性の検索機能の確保について、電子取引データの保存例を紹介いたしま
す。

1. 電子取引データのファイル名に規則性をもって内容を表示する。
例：取引年月日、取引先、金額
2. 取引の相手先や各月など任意のフォルダに格納して保存する。
例：〇〇商事というフォルダ内に取引年月日、金額をファイル名にして
保存。
例：1月というフォルダ内に取引先名、金額等をファイル名にして保存。
3. 検索簿の作成
例：3つの電子データのファイル名を①、②、③とした場合、

ファイル名	取引先名	取引金額	取引年月日
①	〇〇商事	10,000	2023.07.01
②	〇〇組	5,000	2023.08.02
③	(有)〇〇	20,000	2023.08.04

電子取引データ保存の義務化の準備として、

1. 自社の電子取引データの授受の確認しましょう。
2. 業務のどの段階で、どのような書類を誰が授受しているのかを確認しま
しょう。
3. 電子取引データをどこに、どのように、誰が保存するのかを決めましょ
う。
4. 上記の1. 2. 3をもとに事務処理規程を作成しましょう。
5. 事務処理規程をもとに業務フローを確認しましょう。

電子取引データの授受の確認に、同封しました「**電子取引データに係る取り
扱いの確認**」をご活用下さい。

また、電子取引データの保存、スキャナ保存対応の証憑保存機能について、
戦略経営者メニューまたはYouTube(証憑保存機能で検索)にて紹介動画が配信
されています。そちらもぜひご覧下さい。

担当：橘

システム2

～ I T 導入補助金 2023について～

IT導入補助金2023の交付申請が引き続き行われております。
申請期限はこれまで第6次募集の令和5年7月31日(月)17時までとなっておりましたが、申請期限が延長され、第12次募集の令和5年11月13日(月)17時までとなりました。

補助金申請の対象となる方は、新規に会計システムを導入される方が対象となっておりますが、システムの機能を向上させたい方(例：FX2→FX4クラウド)も対象となる可能性がございますので訪問担当者へご確認、ご連絡下さい。

会計ソフトのレンタル料(最大2年分)や初期導入費用、PC等のハードウェア、レジ等が補助金の対象です。

■ デジタル化基盤導入類型

当事業の承認を受けたITツールのソフトウェア購入費、サービス導入費

- ・ 初期導入費用
(ソフトウェア購入費、導入コンサルティング料等)
- ・ クラウドサービス等の利用料(最大2年分)
- ・ PC・プリンタ・スキャナ等のハードウェア
- ・ レジ

※ 交付決定前に導入した経費は補助の対象外です。
※ PC・プリンタ・スキャナ等のハードウェアはTKCからの購入に限り、補助額10万円を上限に補助されます。
※ レジはTKCがITツール登録を行い承認を受けたハードウェアのみが対象となります。
補助額の上限は20万円となります。

補助率	2/3～3/4	
補助額	上限額 350万円	下限額 なし

+



ハードウェア
購入費用

申請には、①GビズIDの取得、②セキュリティアクションの自己宣言、③GビズIDと連携したみらデジ経営チェックの実施が必要です。③GビズIDの取得には約2週間と時間がかかりますので、早めの取得申請をお願いいたします。

GビズIDはIT導入補助金だけでなく、これまでの各種補助金申請にもGビズIDの取得が条件の補助金がありました。また、労働保険関係の手続きや建設業の許可申請にもGビズIDが活用されておりますので、取得されることをおすすめいたします。

インボイス対応に向け、会計ソフトの導入を検討される方が多いかと思えます。

IT導入補助金を活用する場合は、交付決定が令和5年10月24日である第8次募集(令和5年9月11日17時期限)までに申請されることをおすすめいたします。

担当：橘

◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◇



● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00～15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

夏期休業のご案内

当事務所は、夏期休業のため下記日程を休業させていただきます。
何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

8月11日(金)～8月17日(木)



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◇

赤は山口会計の休業日

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30



あとがき

暑い日が続いております。

35℃超の猛暑日が当たり前のようにあるのだなど、昔から比べると驚くばかりです。

過去のデータを見てみますと、平均気温や最高気温はそれほど大きく変わっていないようですが、35℃以上の猛暑日の日数が大きく上昇しているとの記事を見かけました。昔より暑いと感じる訳ですね。

そのような季節ですが、今年は各地の夏祭りがひさしぶりの通常開催で賑わっているようです。私の地元のお祭りも4年ぶりに通常開催となりました。残念ながら現地に行くことはできませんでしたが、仕事帰りに近くに行って花火を見ることができました。運営されている方をはじめ関係者や様々な人たちのおかげで気持ちの良い瞬間を味わえたことに感謝です。

この夏も、体調管理に特に留意しつつ、季節の風物詩も楽しみながら元氣良く過ごしていきたいと思っています。

伊 藤 寛 峻

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>

[e-mail:yn@tkcnf.or.jp](mailto:yn@tkcnf.or.jp)